平成27年第1回福岡市議会(定例会)提出議案

(平成27年度関係)

1 条例案(58件)

(1) 福岡市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例案(農林水産局農業政策課) 本市の農林業を取り巻く環境の変化に鑑み、福岡市農業振興審議会の名称を改めるもの

◇ 附属機関の名称

【現 行】 福岡市農業振興審議会

【改正後】 福岡市農林業振興審議会

[施行日 平成27年4月1日]

(2) 福岡市行政手続条例の一部を改正する条例案 (総務企画局情報公開室)

行政手続法の一部改正に鑑み、法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を 求める手続及び法令に違反する事実の是正のための処分等を求める手続について定める 等の改正を行うもの

- ◇ 併せて改正する条例
 - •福岡市市税条例

[施行日 平成27年4月1日]

- (3) 福岡市音楽・演劇練習場条例の一部を改正する条例案(経済観光文化局文化振興課) 市民の文化交流を促進し、もって市民文化及び地域のコミュニティ活動の振興に寄与 するため、東区千早地区に音楽・演劇練習場を設置するもの
 - ◇ 新たに設置する練習場

福岡市千早音楽・演劇練習場(東区千早四丁目)

[施行日 平成27年4月1日]

〔供用開始日 平成28年度上期〕

(4) 福岡市NPO・ボランティア交流センター条例の一部を改正する条例案(市民局市民 公益活動推進課)

市民公益活動の活性化を図るため、福岡市NPO・ボランティア交流センターを移転することに伴い、その位置を改めるもの

【移転前】 中央区大名二丁目

【移転後】 中央区今泉一丁目

[施行日 平成28年4月1日]

(5) 福岡市職員定数条例の一部を改正する条例案(総務企画局行政マネジメント課) 障がい福祉サービスの相談体制の強化,事務事業の見直し等に伴い,職員の定数を改める等の改正を行うもの

◇ 職員定数

【現 行】 9,215人

【改正後】 9,273人

〔施行日 平成27年4月1日〕

(6) 福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案 (総務企画局労務課)

医療の進歩に伴う結核性疾患に係る療養期間の短縮並びに国及び他の地方公共団体の 状況等に鑑み、結核性疾患に係る病気休暇の取扱いについて所要の改正等を行うもの 〔施行日 平成27年4月1日〕

(7) 福岡市職員の配偶者同行休業に関する条例案 (総務企画局労務課)

地方公務員法の一部改正により,配偶者同行休業制度が創設されたことに鑑み,本市職員の配偶者同行休業の取扱いに関し必要な事項を定めるもの

- ◇ 併せて改正する条例
 - ・福岡市職員の育児休業等に関する条例

〔施行日 平成27年4月1日〕

(8) 福岡市特別職職員等の議員報酬,報酬,費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を 改正する条例案(総務企画局労務課)

国の特別職職員との均衡等を考慮し、期末手当を支給する者の要件を改める等の改正 を行うもの

〔施行日 平成27年4月1日〕

(9) 福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案(総務企画局労務課)

人事委員会の勧告等に鑑み、一般職職員の単身赴任手当及び初任給調整手当の額の改定を行うとともに、再任用職員に対して単身赴任手当を支給する等の改正を行うもの ◇ 手当の額

【改正前】単身赴任手当 23,000円 (加算する場合の限度額 45,000円)

初任給調整手当 249,800円

【改正後】単身赴任手当 30,000円(加算する場合の限度額 70,000円)

初任給調整手当 307,000円

〔施行日 平成27年4月1日〕

(10) 福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 (総務企画局労務 課)

特殊現場勤務手当の対象となる勤務公署の廃止に伴い,当該手当を廃止するもの [施行日 平成27年4月1日]

(11) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案(総務企画局労務課)

福岡市職員の給与に関する条例の適用を受ける再任用職員について、単身赴任手当を 支給することとの均衡を考慮し、単純な労務に雇用される再任用職員についてもこれに 準じた取扱いを行う等の改正を行うもの

〔施行日 平成27年4月1日〕

(12) 福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案 (総務企画局労務課)

配偶者同行休業制度の導入に伴い、退職手当の算定における配偶者同行休業の期間の 取扱いを定める等の改正を行うもの

〔施行日 平成27年4月1日〕

(13) 福岡市手数料条例の一部を改正する条例案(道路下水道局下水道河川管理課及び農林 水産局農業施設課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による採石法及び砂利採取法の一部改正に伴い、岩石又は砂利の採取計画の認可の申請等に対する審査に係る手数料の額を定めるもの

- ◇ 手数料の額
 - ・岩石採取計画認可申請手数料 52,000円 ほか
 - ・砂利採取計画認可申請手数料 37,700円 ほか

[施行日 平成27年4月1日]

(14) 福岡市消防救急基金条例案(消防局総務課)

消防救急体制の更なる充実強化を図ることにより,市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに資するため、基金を設置し、及び管理するもの

[施行日 平成27年4月1日]

(15) 福岡市子ども・子育て支援法施行条例案 (こども未来局総合調整担当)

子ども・子育て支援法の施行に関し必要な事項を定めるもの

〔施行日 平成27年4月1日〕

(16) 福岡市立保育所条例等の一部を改正する条例案(こども未来局総合調整担当及び保育課)

児童福祉法の一部改正に伴い,市立保育所の使用料の徴収に関し必要な事項を定めるとともに,脇山保育所について民営化を行うため,これを廃止する等の改正を行うもの ◇ 改正する条例

- •福岡市立保育所条例
- ・福岡市保育の実施に関する条例を廃止する等の条例(平成26年福岡市条例第69号) [施行日 平成27年4月1日ほか]
- (17) 福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案(こども未来局総 務企画課)

子ども・子育て支援法の施行等に鑑み、特定教育・保育施設等における保育料の免除 等について所要の改正を行うもの

「施行日 平成27年4月1日〕

(18) 福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案(こども未来局放課後こども育成課)

留守家庭子ども会事業を利用する保護者の多様な就労形態等に対応するため、対象児 童の範囲を拡大するとともに、市立学校の休業日における実施時間を延長するもの

◇ 対象児童

【現 行】原則小学校5年生までの児童

【改正後】小学校全学年の児童

◇ 実施時間

【現 行】土曜日 午前8時30分から午後6時まで ほか

【改正後】土曜日 午前8時 から午後6時まで ほか

- ◇ 併せて改正する条例
 - ・福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例(平成20年 福岡市条例第26号)

[施行日 平成27年4月1日ほか]

(19) 福岡市児童福祉法施行条例案 (こども未来局こども発達支援課)

児童福祉法の一部改正に鑑み、同法の施行に関し必要な事項を定めるもの 〔施行日 平成27年4月1日〕

(20) 福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の 一部を改正する条例案(こども未来局こども発達支援課)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部 改正に鑑み、指定児童発達支援の事業を行う児童発達支援センターが相談に応じ援助を 行う対象に、障がい児本人及び障がい児が通う施設を加える等の改正を行うもの 〔施行日 平成27年4月1日〕

(21) 福岡市立児童館条例の一部を改正する条例案(こども未来局青少年健全育成課)

福岡市立中央児童会館の建替整備に伴い,利用者の範囲を拡大するとともに,利用料 金制度を導入する等の改正を行うもの

〔施行日 規則で定める日〕

(22) 福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 の一部を改正する条例案(保健福祉局障がい者施設支援課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、基準該当生活 介護について対象を拡大する等の改正を行うもの

〔施行日 平成27年4月1日〕

(23) 福岡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例案(保健福祉局医療年金課)

子どもの保健の向上及び福祉の増進を図るため、子ども医療費助成事業の対象者の範囲を拡大する等の改正を行うもの

◇ 子ども医療費における入院医療費に係る助成対象者

【現 行】小学校6年生まで

【改正後】中学校3年生まで

- ◇ 改正する条例
 - 福岡市子ども医療費助成条例
 - ・福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例

[施行日 平成28年1月1日ほか]

(24) 福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例案(保健福祉局高齢社会政策課)

老人いこいの家の新築移転に伴い、その位置を改めるもの

名 称	現在地	移転地	供用開始日
香住丘老人いこい	東区香住ケ丘六丁目	東区香住ケ丘一丁目	平成27年4月1日
の家			

[施行日 平成27年4月1日]

(25) 福岡市立人権のまちづくり館条例の一部を改正する条例案(市民局地域施策課)

人権のまちづくり館の使用料の額を適正なものに改めるもの

◇ 使用料の額

【現 行】大会議室(午前9時から正午まで) 300円 ほか

小会議室 1日1回につき 100円

【改正後】大会議室 1時間につき 600円

小会議室 1時間につき 350円

[施行日 平成27年7月1日]

(26) 福岡市介護保険条例の一部を改正する条例案 (保健福祉局介護福祉課)

介護保険法施行令の一部改正に鑑み,介護保険事業の健全な運営を図るため,保険料率の改定及び保険料率段階の区分の変更等の改正を行うもの

〔施行日 平成27年4月1日〕

(27) 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部 を改正する条例案(保健福祉局高齢者サービス支援課)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、訪問介護の事業と介護予防・日常生活支援総合事業を一体的に運営する場合における人員等の基準を定める等の改正を行うもの

〔施行日 平成27年4月1日〕

(28) 福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の 一部を改正する条例案(保健福祉局高齢者サービス支援課)

指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み,認知症対応型通所介護の事業の利用定員等の基準を改める等の改正を行うもの 「施行日 平成27年4月1日〕

(29) 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員,設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案(保健福祉局高齢者サービス支援課)

指定介護予防サービス等の事業の人員,設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に鑑み,介護予防訪問介護の事業及び介護予防通所介護の事業の人員,設備及び運営等の基準を廃止する等の改正を行うもの

〔施行日 平成27年4月1日〕

(30) 福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案(保健福祉局高齢者サービス支援課)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に鑑み、介護予防認知症対応型通所介護の事業の利用定員等の基準を改める等の改正を行うもの

〔施行日 平成27年4月1日〕

(31) 福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例案(保健福祉局地域医療課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による薬事法の一部改正等に伴い、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査等の事務に係る手数料の額を定める等の改正を行うもの ◆ 手数料の額

・高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料 29,000円 ほか [施行日 平成27年4月1日ほか]

(32) 福岡市食品衛生条例の一部を改正する条例案(保健福祉局食品安全推進課)

営業者に対し、食品の製造又は加工における衛生管理の手法について、危害分析・重要管理点方式の段階的な導入を図る等のため、公衆衛生上講ずべき措置の基準を改める等の改正を行うもの

〔施行日 平成27年7月1日〕

(33) 福岡市立霊園条例の一部を改正する条例案(住宅都市局みどり推進課)

霊園の管理料及び一時使用の使用料の額を適正なものに改めるもの

◇ 管理料及び使用料の額

【現 行】霊園の管理料 1平方メートル1年につき 800円以内 ほか

一時使用の使用料 1平方メートル1月につき 480円以内

【改正後】霊園の管理料 1平方メートル1年につき 1,000円以内 ほか

一時使用の使用料 1平方メートル1月につき 590円以内

〔施行日 平成27年4月1日ほか〕

(34) 福岡市屋台基本条例の一部を改正する条例案(経済観光文化局都市観光推進課)

屋台の効用を高め、安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図るため、市が整備し、又は所有する屋台営業に係る設備の使用に関し必要な事項を定めるもの 〔施行日 平成27年4月1日〕

(35) 博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例案 (港湾局理財課)

香椎パークポート地区の緑地を駐車場等として有効活用するため,条例の適用対象となる緑地の範囲を改めるもの

[施行日 平成27年4月1日]

(36) 博多港国際ターミナル条例の一部を改正する条例案 (港湾局クルーズ課)

博多港国際ターミナルの機能の強化を図るため、分館として中央ふ頭クルーズセンターを設置するもの

〔施行日 平成27年4月1日〕

(37) 福岡市公園条例の一部を改正する条例案(住宅都市局みどり政策課及びみどり管理 課)

公園の占用料の額を適正なものに改める等の改正を行うもの

◇ 占用料の額

【現 行】電柱 1本につき1年 2,500円 ほか

【改正後】電柱 1本につき1年 2,600円 ほか

[施行日 平成27年4月1日ほか]

(38) 福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例案(住宅都市局みどり管理課)

雁の巣レクリエーションセンターの占用料の額を適正なものに改める等の改正を行うもの

◇ 占用料の額

【現 行】電柱 1本につき1年 2,500円 ほか

【改正後】電柱 1本につき1年 2,600円 ほか

[施行日 平成27年4月1日]

(39) 福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案(道路下水道局路政課)

道路の占用料の額を適正なものに改めるもの

◇ 占用料の額

【現 行】第1種電柱 1本につき1年 1,600円 ほか

【改正後】第1種電柱 1本につき1年 1,700円 ほか

〔施行日 平成27年4月1日〕

(40) 福岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案(道路下水道局下水道 河川管理課)

準用河川の流水占用料等の額を適正なものに改めるもの

◇ 流水占用料の額

【現 行】原動力に供するもの 占用許可水量毎秒1リットルにつき1年 94円 ほか 【改正後】原動力に供するもの 占用許可水量毎秒1リットルにつき1年 97円 ほか [施行日 平成27年4月1日]

- (41) 福岡市普通河川管理条例の一部を改正する条例案(道路下水道局下水道河川管理課) 普通河川の流水占用料等の額を適正なものに改めるもの
 - ◇ 流水占用料の額

【現 行】原動力に供するもの 占用許可水量毎秒1リットルにつき1年 94円 ほか 【改正後】原動力に供するもの 占用許可水量毎秒1リットルにつき1年 97円 ほか [施行日 平成27年4月1日]

- (42) 福岡市水路使用料条例の一部を改正する条例案(道路下水道局下水道河川管理課) 水路の使用料の額を適正なものに改めるもの
 - ◇ 使用料の額

【現 行】第1種電柱 1本につき1年 1,600円 ほか 【改正後】第1種電柱 1本につき1年 1,700円 ほか

[施行日 平成27年4月1日]

(43) 福岡市営駐車場条例の一部を改正する条例案(道路下水道局道路管理課)

博多駅周辺における駐車場を取り巻く環境の変化に鑑み、市営博多駅駐車場を廃止する等の改正を行うもの

〔施行日 平成27年4月1日〕

(44)福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案(住宅都市局建築指導課)

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴い、マンションの建替え に関する建築物の容積率の特例の許可の事務に係る手数料の額を定める等の改正を行う もの

- ◇ 手数料の額
 - ・要除却認定マンション建替えに関する建築物の容積率の特例許可申請手数料 160,000円 ほか

〔施行日 平成27年4月1日ほか〕

(45) 福岡市建築審査会条例の一部を改正する条例案 (住宅都市局建築指導課)

市内の歴史的な建築物について専門の事項を調査するため、福岡市建築審査会に専門調査員を置くもの

[施行日 平成27年4月1日]

(46) 福岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例案(住宅都市局建築指導課)

歴史的な建築物について、当該建築物の歴史的価値を維持しつつ、利活用を促進し、 もって良好な状態で文化的遺産を将来の世代に継承するため、現状変更の規制及び保存 のための措置並びに安全性の維持及び向上を図るための措置に関し必要な事項を定める もの

[施行日 平成27年4月1日]

(47) 福岡市営住宅条例の一部を改正する条例案(住宅都市局住宅管理課)

子育て世帯の市営住宅への入居の機会を増加することにより、子育て世帯を支援する とともに、コミュニティの維持及び活性化に寄与するため、期限付き入居の制度につい て定めるもの

〔施行日 平成27年4月1日〕

(48) 福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案 (水道局総務課)

市長事務部局の再任用職員について単身赴任手当を支給することに鑑み、再任用された水道局企業職員についてもこれに準じた取扱いを行う等の改正を行うもの 「施行日 平成27年4月1日〕

(49) 福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案 (交通局総務課)

市長事務部局の再任用職員について単身赴任手当を支給することに鑑み、再任用された交通局企業職員についてもこれに準じた取扱いを行う等の改正を行うもの 「施行日 平成27年4月1日〕

(50) 福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例案(消防局警防課)

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向け、消防団への加入を促進するため、消防団員の資格を有する者に消防団の区域内への通学者を加えるもの 「施行日 平成27年4月1日〕

(51) 福岡市立小学校設置条例の一部を改正する条例案 (教育委員会学校計画課)

学齢児童の増加等に対処するため、小学校を新設するもの

<u> </u>		
名 称	位置	
西都小学校	西区女原北	

[施行日 平成29年4月1日]

(52) 福岡市いじめ問題再調査委員会条例案 (こども未来局青少年健全育成課)

いじめ防止対策推進法の施行に鑑み,本市が設置する学校におけるいじめによる重大 事態に係る調査の結果について調査を行うため,市長の附属機関として,福岡市いじめ 問題再調査委員会を設置するもの

〔施行日 平成27年4月1日〕

(53) 福岡市立市民センター条例の一部を改正する条例案(教育委員会生涯学習課)

市民センターの新築移転に伴い、その位置を改めるとともに、使用料の額を適正なものに改める等の改正を行うもの

名 称	現 在 地	移 転 地	供用開始日
東市民センター	東区香住ケ丘一丁目	東区千早四丁目	平成28年度上期

「施行日 教育委員会規則で定める日〕

(54) 福岡市公民館条例の一部を改正する条例案 (教育委員会生涯学習課)

福岡市公民館の使用料の額を適正なものに改めるもの

◇ 使用料の額

【現 行】講 堂(午前9時から正午まで) 300円 ほか

その他の室 1日1回につき 100円

【改正後】講 堂 1時間につき 600円

その他の室 1時間につき 350円

〔施行日 平成27年7月1日〕

(55) 福岡市民体育館条例等の一部を改正する条例案(市民局スポーツ振興課)

市民体育館及び地区体育施設の利用者の利便の向上を図るため、市民体育館の第1競技場及び第2競技場の補助競技場並びに地区体育施設の体育館の競技場の専用利用について、利用時間の区分を試行的に変更することに伴い、所要の改正を行うもの

- ◇ 改正する条例
 - •福岡市民体育館条例
 - 福岡市立地区体育施設条例

〔施行日 平成27年7月1日〕

(56) 福岡市総合図書館条例の一部を改正する条例案(教育委員会総合図書館運営課)

福岡市総合図書館の適正かつ効果的な運営を図るため、当該施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、分館の新築移転に伴い、その位置を改めるもの

名 称	現在地	移転地	供用開始日
東図書館	東区香住ケ丘一丁目	東区千早四丁目	平成28年度上期

〔施行日 平成27年4月1日ほか〕

(57) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案(教育委員会職員課)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴い,教育長の服務等に関 し、関係条例を整備するもの

- ◇ 改正する条例
 - ・福岡市職員の公務員倫理に関する条例
 - ・職務に専念する義務の特例に関する条例
 - ·福岡市職員等旅費支給条例
 - ・福岡市特別職職員等の給与に関する条例
 - •福岡市特別職職員等退職手当支給条例
 - ·福岡市教育委員会委員定数条例
 - ・福岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
 - ・福岡市教育長の勤務時間等に関する条例

[施行日 平成27年4月1日]

(58) 法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例案(総務企画局法制課)

法令の改正に伴い、関係条例の規定の整備を行うもの

- ア 母子及び寡婦福祉法の改正関連
 - 福岡市福祉事務所条例
 - ・福岡市立ひとり親家庭支援センター条例
 - 福岡市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例
- イ 児童福祉法の改正関連
 - ・福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
 - ・福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例
 - ・福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例
 - ・福岡市立心身障がい福祉センター条例
 - ・福岡市立療育センター条例
 - ・福岡市立医療型児童発達支援センター条例
 - ・福岡市立児童発達支援センター条例
- ウ 薬事法の改正関連
 - ・福岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例 [施行日 公布の日]

2 一般議案 (4件)

(1) 包括外部監査契約の締結について (監査事務局監査総務課)

ア 契約の相手方 早良区〇〇

小渕 輝生

イ 契約の目的 平成27年度に係る包括外部監査契約に基づく監査の実施及び当該監査の結果に関する報告の提出

ウ 契約金額 1,800万円を上限とする額

(2) 福岡市立東部地域小学校空調整備PFI事業に係る契約の締結について (教育委員会学校空調整備推進室)

契約の相手方 株式会社 FTSパートナーズ

契約の目的 福岡市立東部地域小学校空調整備PFI事業

契 約 価 額 1,904,572,906円 (ただし,物価又は金利の変動等により増減が生じることがある。)

履 行 場 所 東区,博多区及び南区の市立小学校34校の普通教室744教室

履行期間 平成40年3月31日まで

(3) 福岡市立西部地域小学校空調整備 PFI 事業に係る契約の締結について (教育委員会学校空調整備推進室)

契約の相手方 西部地域小学校空調整備株式会社

契約の目的 福岡市立西部地域小学校空調整備PFI事業

契 約 価 額 1,997,917,372円 (ただし,物価又は金利の変動等により増減が生じることがある。)

履 行 場 所 中央区,城南区,早良区及び西区の市立小学校37校の普通教室780 教室

履行期間 平成40年3月31日まで

(4) 建物の譲渡について (こども未来局保育課)

脇山保育所について民営化を行うため、建物を無償で譲渡するもの

建物の所在地	譲渡する建物	譲渡の相手方
早良区大字脇山	鉄筋コンクリート造スレートぶ	南区老司五丁目2番6号
1742 番地 1	き平家建ほか	社会福祉法人 秀和会